⑦	控除費用		0	0	0
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	0	0	0
		納付年月日	—	—	—
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—	—
		納付年月日	—	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—	—
		納付年月日	—	—	—
⑨	減資額		0	0	0
⑩	備考				

8．不要財産にかかる国庫納付関係（国庫納付予定のもの）

（単位：円）

①	資産種類		土　　地	建　　物
②	資産名称		与野宿舎	
③	帳簿価額	⑴取得価額	30,400,000	1,070,189
		⑵減価償却	0	1,070,186
		⑶帳簿価額	30,400,000	3
④	不要財産となった理由		業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	
⑤	国庫納付等の方法		不要財産の譲渡により生じた現金による納付を予定している。	
⑥	譲渡収入の額		31,000,000	
⑦	控除費用		—	
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	—	
		納付年月日	—	
		⑵地方公共団体への払戻額	—	
		納付年月日	—	
		⑶その他民間等への払戻額	—	
		納付年月日	—	
⑨	減資額		—	
⑩	備考		⑦～⑨については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載していない。	

9．金融商品の時価等について

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、一般勘定においては、資金の余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

革新的新技術研究開発業務勘定においては、基金の資金運用に当たって、支払時期が１年を超えると見込まれる資金については、短期的な資産運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うこととしている。独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期または長期の預金等に限定した運用を行っている。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。

開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、同表には含めていない（（注２）参照）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	89,148,761,468	89,148,761,468	0
②売掛金	3,997,951		
貸倒引当金	△ 47,049		
	3,950,902	3,950,902	0
③投資有価証券	1,319,227,530	1,639,019,000	319,791,470
満期保有目的の債券	1,319,227,530	1,639,019,000	319,791,470
④開発委託金回収債権	8,640,983,464		
貸倒引当金	△ 1,230,978,112		
	7,410,005,352	7,452,357,069	42,351,717
⑤未払金	(2,096,890,461)	(2,096,890,461)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。